

答 申 第 3 1 5 号
令 和 3 年 7 月 2 1 日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定により、令和3年7月15日付け岐阜市財資産第111号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市では、災害が発生した場合に、効率的に住家の被害等の状況を調査し、当該調査に基づき迅速に罹災証明書等を発行し、及び被災者台帳の作成により被災者に関する情報を一元管理することで、被災者に対し各種生活再建支援業務を公平かつ迅速に実施するために、「被災者生活再建支援システム（以下「支援システム」という。）」を導入する。

については、支援システムを導入するに当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、財政部資産税課が保有する家屋課税台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する個人情報

- ア 家屋の所在地の名称、地番、家屋番号、棟番号、用途、構造及び床面積
- イ 納税義務者の氏名及び住所

3 意見

適当なものと認める。